

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成17年7月6日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般17第77号

1 調達内容

(1) 事業名称

県立可部高等学校移転整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業概要

落札者が特別目的会社を設立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、移転する県立可部高等学校（以下「新施設」という。）の整備業務及び維持管理業務並びに既存の県立可部高等学校（以下「既存施設」という。）の解体等業務を行う。

(3) 事業期間

契約締結日から平成40年3月31日まで（全体契約期間約22年）

(4) 予定価格

2,934,477,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まず、物価変動を見込まない。）

(5) 事業場所

広島市安佐北区可部町大字上原字寺山

広島市安佐北区可部三丁目159番外26筆

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法による。

(7) 入札書の記載方法等

入札書に記載された入札金額は、5の(2)の入札説明書等に含まれる事業契約書案（以下「事業契約書案」という。）における事業契約約款別紙10「サービス購入料の支払いについて」に示すサービス購入料の合計額とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 応募企業又は応募グループの構成員（以下「入札参加者」という。）及び協力会社の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 広島県の定める各競争入札等に係る指名除外要領等に基づく指名除外を受けていない者であること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。

エ 次の法律の規定による手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続

（イ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続

オ 最近1年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと。

(ア) 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

a 中電技術コンサルタント株式会社（広島市南区出汐二丁目3番30号）

b あさひ・狛法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目1番1号）

(イ) 関連会社とは、次の者をいう。

a アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

b アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

c 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

キ 技術、法務、金融などの専門家及び学識経験者で構成される「県立可部高等学校移転整備事業に係る民間事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員本人、委員が属する企業と資本面又は人事面において関連がないこと。

関連がないこととは、次の条件をいう。

(ア) 委員が役員（公益法人の場合にあっては、理事である場合を含む。）又は職員でないこと。

(イ) 委員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていないこと。

ク 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。

(ア) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。

(イ) 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

(ウ) 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。

a 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者

b 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

(2) 各業務に当たる者の参加資格要件

ア 設計業務に当たる者

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 広島県の平成17・18年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている格付がAであること。

(ウ) 過去10年間において学校教育法で定める学校施設の設計業務（校舎又は体育館の新築、増築又は改築に係る設計業務）の実績を有すること。

イ 建設業務のうち建築工事に当たる者

(ア) 建設業法第15条の規定によって、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること（入札書類の提出日において、5年以上の期間、特定建設業の許可を

有していること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。)

(イ) 平成 16 年広島県告示第 1212 号（平成 17 年度及び平成 18 年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下「資格告示」という。）に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の格付が、A である者又は A・A 若しくは A・B の組合せによる共同企業体であること。

(ウ) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上配置できること（共同企業体の場合は、代表者に限る。）。)

a 一級建築士又は一級建築施工管理技士

b 建築一式工事について監理技術者資格者証の交付を受けている者

(エ) 共同企業体については、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。

a 施工の方式は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とすること。

b 代表者は、より大きな施工能力を有する者であること。ただし、格付が異なる者の間では、格付が上位の者とする。

c 構成員の出資比率の最小限度は 30 パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。

d 構成員が他の応募者の構成員（他の応募者の構成員である共同企業体の構成員を含む。）でないこと。

e 代表者以外の構成員については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で 1 名以上配置できること。

(a) 一級建築士又は一級建築施工管理技士

(b) 建築一式工事について監理技術者資格者証の交付を受けている者

ウ 建設業務のうち土木工事に当たる者

(ア) 建設業法第 15 条の規定によって、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 資格告示に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の格付のうち、土木一式工事に係る格付が、A 又は B であること。

(ウ) 本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

エ 建設業務のうち上記イ及びウ以外の建設工事に当たる者

(ア) 電気工事及び管工事に当たる者

資格告示に基づいて認定された建設工事の一般競争入札参加資格の電気工事及び管工事に係る格付が、A であること。

(イ) 電気工事及び管工事以外の工事に当たる者

入札参加者又は協力会社となる場合は、建設業法第 3 条第 1 項の規定によって、当該建設工事の種類に応じた許可を受けていること。

オ 維持管理業務に当たる者

(ア) 平成 15 年広島県告示第 1382 号（平成 16 年度から平成 18 年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め）、平成 16 年広島県告示第 61 号（平成 16 年度から平成 18 年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）、平成 16 年広島県告示第 1338 号（平成 16 年度から平成

18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）又は平成17年広島県告示第566号（平成17年度から平成18年度までにおける県有施設のエレベーター保守点検業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によって資格を認定され，次の業務を希望業種としている者であること。

- a 建築物における清掃業務
- b 建築物における空気環境の測定業務
- c 建築物における飲料水の水質検査業務
- d 建築物における飲料水の貯水槽の清掃業務
- e 建築物におけるねずみその他害虫防除業務
- f 冷暖房設備保守管理業務
- g 電気設備保守管理業務
- h 消防設備保守管理業務
- i エレベーター保守点検業務

(イ) 単独又は複数の者で，(ア) の希望業種をすべて満たすこと。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で，上記2の(2)のアの(イ)，イの(イ)，ウの(イ)，エの(ア)及びオの(ア)の資格を有しない者（以下「資格未認定者」という。）は資格告示に基づき入札参加資格の申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成17年7月6日（水）から平成17年8月19日（金）まで（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間，随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書，決算書及び委任状は，日本語で作成すること。

なお，その他の書類で外国語で記載のものは，日本語の訳文を付記し，又は添付するものとする。

また，申請書及び添付書類のうち，金額欄については，日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは，出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先，提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

ア 2(2)のアの(イ)，イの(イ)，ウの(イ)及びエの(ア)に係る申請に関する事項

広島県土木建築部管理総室建設産業室（広島県庁舎北館6階）

電話 (082) 513-3821（ダイヤルイン）

イ 2(2)オの(ア)に係る申請に関する事項

広島県総務企画部財務総室財産管理室（広島県庁舎本館3階）

電話 (082) 513-2301（ダイヤルイン）

4 入札参加資格確認基準日

入札参加資格の確認基準日は，入札書類の提出期限日とする。

なお，落札者の決定日までに資格要件を欠くような事態が生じた場合は，失格とする。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局管理部施設課（広島県庁舎東館5階）
電話 (082) 513-4944（ダイヤルイン）

(2) 契約条項及び入札に必要な書類を示す場所等

上記(1)の場所において、本公告の日から平成17年8月19日（金）までの毎日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで閲覧に供する。

(3) 入札説明書等の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

平成17年7月6日（水）から平成17年8月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、随時受け付ける。

郵送等の場合は、平成17年8月15日（月）の消印まで受け付ける。

イ 入手方法

上記(1)の場所で直接受け取るか、又は郵便によって請求すること。ただし、郵便による場合は、返信用の封筒（角型2号〔長さ33センチメートル×幅24センチメートル〕）に返信先のあて名を明記し、返信用切手をはったものを同封すること。

なお、入札説明書等は、広島県教育委員会教育長のホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載する。

(4) 入札説明会等の日時及び場所等

ア 新施設建設設計画地の見学会

(ア) 日時

平成17年7月13日（水）午前9時30分

(イ) 場所

広島市安佐北区可部町大字上原字寺山
広島県立可部高等学校建設予定地

イ 入札説明会

(ア) 日時

平成17年7月13日（水）午後1時30分

(イ) 場所

広島市安佐北区可部三丁目15-26
広島県立可部高等学校視聴覚教室

ウ 既存施設の見学会

(ア) 日時

平成17年7月13日（水）午後2時30分

(イ) 場所

広島県立可部高等学校

(ウ) 同日のみ校舎内の見学を実施する。

エ 既存施設及び新施設建設設計画地の見学会

上記ア及びウのほか、別に既存施設（建物外部の見学に限る。）及び新施設建設設計画地の見学会を実施する。

(5) 入札参加者の構成員の変更等

入札参加資格確認申請書等によって参加の意思を表明した入札参加者及び協力会社に

ついて、入札参加資格の審査結果通知後における構成員の変更及び追加は、認めない。

(6) 入札参加資格の事前確認等

ア 本件入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる入札参加資格を満たすことを証明するため、次により入札参加資格確認申請書等を提出し、事前に入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

資格未認定者は、開札の時に必要な資格を満たしていることを条件として、入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札の時までに必要な資格の認定がされていなければならない。

なお、期限までに申請書類等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

イ 入札参加資格確認申請書の交付期間等

(ア) 交付期間及び提出期間

平成17年8月11日(木)から平成17年8月19日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(イ) 交付場所及び提出場所

上記(1)の場所

なお、申請書の用紙は、県ホームページにも掲載する。

(ウ) 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、書留郵便に準ずるものに限る。以下「郵送等」という。)

電送による入札は、認めない。

(7) 入札参加資格の事前確認通知

入札参加資格の有無を事前に確認したときは、その結果通知を平成17年8月30日(火)までに発送する。

(8) 入札参加資格の事前確認後の取扱い

入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者又は協力会社のいずれかが、開札日において、2に定める入札参加資格の要件いずれかを欠いた場合は、入札の参加は認めない。

(9) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、県に対して、書面でその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

平成17年9月8日(木)午後5時

イ 提出場所

上記(1)の場所

ウ 提出方法

代表企業代表者印を押印した書面(様式は、問わない。)を作成し、持参すること。郵送等、電送によるものは認めない。

エ 県は、理由の説明を求められたときは、平成17年9月16日(金)までに説明を求めた者に回答する。

(10) 入札書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

平成17年9月26日(月)午後1時30分

郵送等の場合は、平成 17 年 9 月 22 日（木）午後 5 時までに必着させること。

イ 提出場所

（ア）持参による場合

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県庁舎本館地階入札室

（イ）郵送等による場合

〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県教育委員会事務局管理部施設課（広島県庁舎東館 5 階）

ウ 入札書の提出方法

持参又は郵送等によること。電送による入札は、認めない。

(11) 開札の日時及び場所

ア 日時

上記（10）のアの提出期限日に、提出期限後以降、入札参加資格及び入札書類の確認後、直ちに行う。

イ 場所

上記（10）のイ（ア）の場所

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上に相当する金額以上の入札保証金を入札前までに県に納付することとする。ただし、次のア又はイに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が、入札保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保証証券を県に提出した場合

イ 応募企業又は応募グループの代表企業が、2 の（2）のアからオまでのいずれかの者である場合

(3) 契約保証金

選定事業者は、新施設整備等費相当額及びこれに係る消費税相当額の合計額の 10 パーセントに相当する金額以上の契約保証金を、本契約締結時に県に納付することとする。ただし、選定事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の 80 パーセントが契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは広島県知事が確実と認める社債又は広島県知事が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和 27 年法律第 184 号〕第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を差し入れることができる。

また、次の場合、契約保証金の納付を免除する。

ア 選定事業者が、新施設整備等費相当額及びこれに係る消費税相当額の合計額の 10 パーセントに相当する金額以上の額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 設計企業及び建設企業並びに工事監理企業をして、事業者が被保険者となる履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該保険金請求権に、事業契約書案第 63 条第 4 項による違約金支払債務を被担保債務とする第一順位の質権を県のために設定した場合

なお、維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はない。

(4) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

ア 本公告に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札者が二以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

ク その他広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第21条各号に該当するとき。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

上記1(4)に定める予定価格の制限の範囲内で、審査委員会で作成し広島県が定めた落札者決定基準に基づき審査委員会が評価した結果を受けて、広島県が落札者を決定する。

なお、落札者決定基準は、県ホームページに掲載する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 広島県議会の議決

本事業契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。

(10) その他

この調達契約は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

提出された書類は、返却しない。

詳細は、入札説明書等による。

7 問い合わせ先

〒730-8514 広島市中区基町9番42号

広島県教育委員会事務局管理部施設課（広島県庁舎東館5階）

電話 (082) 513-4944（ダイヤルイン）

8 Summary

(1) Subject matter of the contract:

PFI-based design, construction and maintenance of a newly constructed *Kabe High School*

Demolition of the current *Kabe High School*

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. 19. August, 2005

(3) Time-limit for the submission of tenders 1:30 P.M. 26. September, 2005 (tenders submitted by mail 5:00 P.M. 22. September, 2005)

(4) Contact point for tender documentation :

Facilities Division, Administrative Department, Hiroshima Prefectural Board of Education
9-42 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8514 Japan
TEL : 082-513-4944 (direct dialing)